



埼玉県

新型コロナウイルス  
感染症対策



埼玉県マスコット  
「コバトン」「さいたまっち」

# 埼玉県中小企業・ 個人事業主支援金

埼玉県では、新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けている  
県内中小企業・個人事業主の事業継続や事業再開に向けた支援を行います。

## 申請期間

令和2年5月7日(木)～令和2年6月15日(月)

## 支給額

20万円  
(県内において複数事業所を休業している場合は30万円)

## 主な支給要件

- 1 埼玉県内に本社を有する中小企業又は個人事業主であること。
- 2 令和2年4月7日以前から、必要な許認可を取得の上、事業活動を行っていること。
- 3 令和2年4月8日から5月6日までの間に20日以上、県内の事業所を休業していること。

※休業日数については、次のとおり弾力的に取り扱います。

- (1) 定休日・臨時休業日や売上げがなかった日は「1日休業」として取り扱う。(\*)
- (2) 営業時間の短縮をした日や店内営業を行わず、デリバリーやテイクアウトサービスのみの営業とした日は「0.5日休業」として取り扱う。

\*令和2年4月17日以前に定休日などの休業日が0日又は1日の場合は、2日休業したものとし、休業日数に加算する。

## 申請方法

### 電子申請

\*郵送でも申請できますが、感染拡大防止のため、電子申請にご協力をお願いします。

- 申請方法等詳細については、埼玉県ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/koronashien.html>



【埼玉県中小企業・個人事業主支援金に関するお問合せ】

中小企業等支援相談窓口 電話：0570-000-678又は048-830-8291